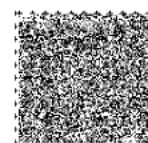


みえ障がい者 共生社会づくり プラン

— 2018年度～2020年度 —

概 要 版

平成30（2018）年
三 重 県



1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成27年度～平成29年度）策定以降における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化等をふまえ、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進するために策定するものです。

2 計画の基本的事項

計画の性格	■ 本県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画
計画の位置づけ	■ 障害者基本法に定める都道府県障害者計画 ■ 障害者総合支援法に定める都道府県障害福祉計画 ■ 児童福祉法に定める都道府県障害児福祉計画
計画の期間	■ 平成30（2018）年度から2020年度までの3年間
他の計画との関係	■ 本県の戦略計画である「みえ県民カビジョン」等をふまえて策定するとともに、関連する他の計画との整合を図っています

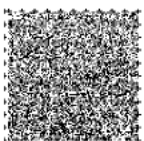
3 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、
お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

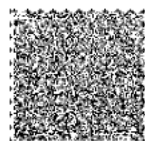
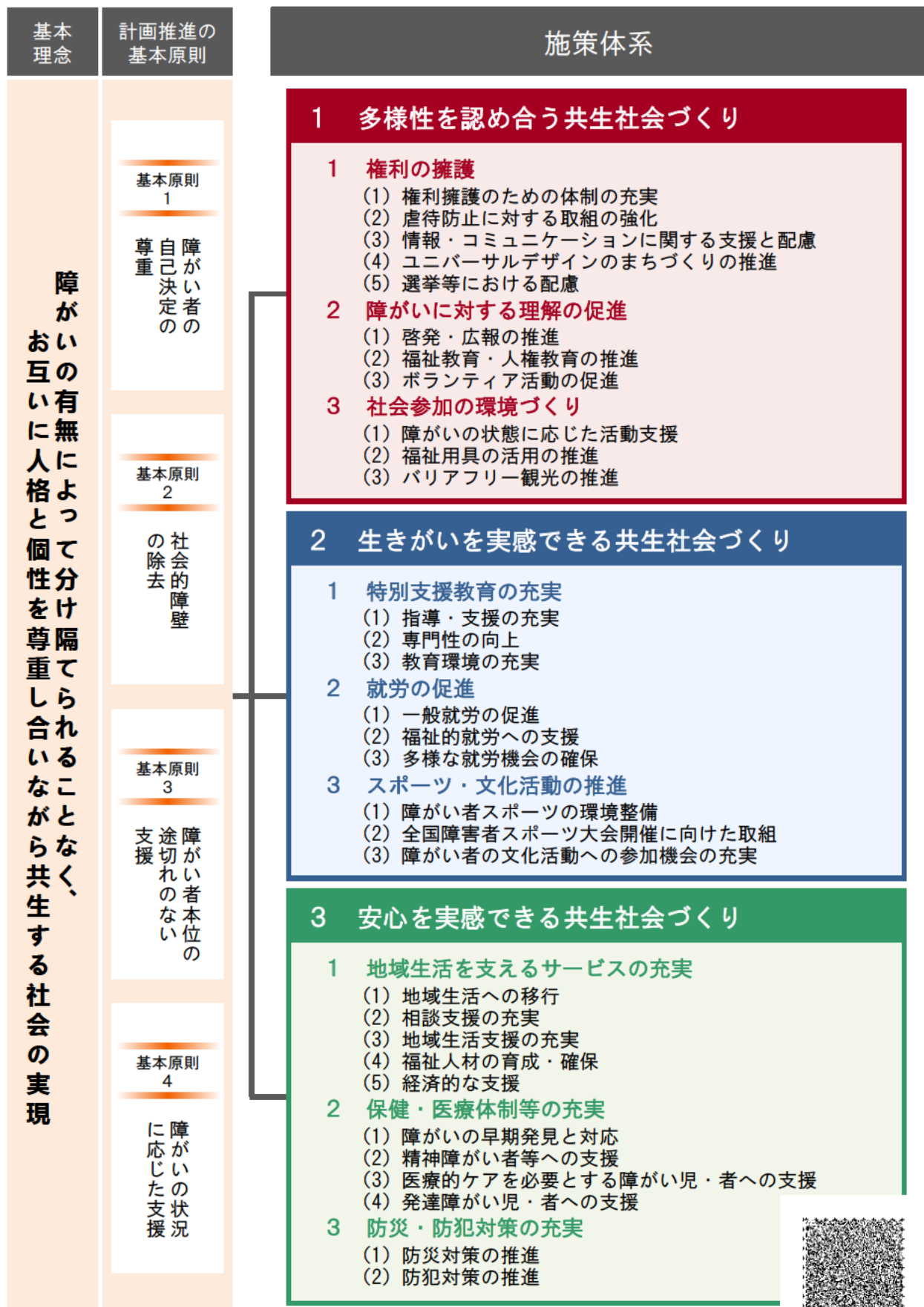
4 計画推進の基本原則

- さまざまな分野において障がい者施策を展開するにあたり、その全ての取組の基礎として、共通に位置づけられる原則を次のように定めます。

障がい者の自己決定の尊重	社会的障壁の除去
障がい者本位の途切れのない支援	障がいの状況に応じた支援



5 施策体系



2

障がい者施策の総合的推進

1 多様性を認め合う共生社会づくり

【数値目標】

目標項目	現状値 (平成28(2016)年度)	目標値 (2020年度)	目標項目の説明
■ 障害者差別解消支援地域協議会設置率	46.7% (平成29(2017)年度)	100%	障害者差別解消法で任意設置とされている県および市町の障害者差別解消支援地域協議会の設置率
■ 障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合	66.4% (平成29(2017)年度)	75.0%	e-モニター調査で、障がい者に対する理解が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
■ 視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数	-人	1,080人	手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員のスキルアップ研修受講申込者数(累計)

1 権利の擁護

めざす共生社会の姿

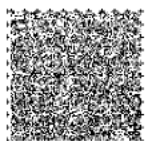
- 障がいを理由とする差別の解消、障がい者に対する虐待の防止が図られるとともに、支援体制が整備され、障がい者の権利擁護が図られています。
- 障がいの状態や特性に応じた意思疎通の手段が提供され、さまざまな社会的障壁が取り除かれています。

施策の基本的な方向

- 障がいを理由とする差別の解消に向け、取組の強化を図るとともに、合理的配慮につながるさまざまな環境整備に取り組めます。
- 障がい者虐待の未然防止と適切な対応を行うため、市町への支援や事業所に対する指導等を行います。

主な取組

- 障がいを理由とする差別に関する相談への対応
- 障がい者虐待の防止に係る取組強化
- 手話や字幕、点字、音声を生かした県政情報の発信
- ユニバーサルデザインの環境づくり など



2 障がいに対する理解の促進

めざす共生社会の姿

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の理念が浸透し、障がい者や障がいに関する理解が進んでいます。

施策の基本的な方向

- 障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会を活用して啓発や広報の充実を図るとともに、学校において福祉教育等を進めます。
- 地域住民や児童・生徒のボランティア活動を通じて、障がいについての理解促進を図ります。

主な取組

- 障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発の実施
- 合理的配慮に関する優良事例等の収集・情報提供
- 学校教育における福祉体験学習・人権学習の推進
- ボランティア活動・地域福祉活動の推進 など

3 社会参加の環境づくり

めざす共生社会の姿

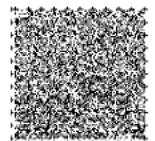
- 障がい者の社会参加の促進に向け、その状態に応じた適切な活動支援や福祉用具が提供されています。
- 障がいの有無にかかわらず観光地を利用できる機会が確保されています。

施策の基本的な方向

- 障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、障がいの状態に応じた活動支援を行うとともに、福祉用具の活用を促進します。
- 県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光地を利用しやすい環境づくりを進めます。

主な取組

- 視覚障がい者の日常生活に必要な歩行訓練・生活訓練
- 聴覚障がい者の日常生活に必要な手話通訳者等の養成・派遣
- 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成・貸与
- 福祉用具に係る産学官が連携した製品開発の促進
- バリアフリー観光の推進 など



2 生きがいを実感できる共生社会づくり

【数値目標】

目標項目	現状値 (平成28(2016)年度)	目標値 (2020年度)	目標項目の説明
■ 特別支援学級において パーソナルカルテを活用している小中学校の割合	80.9% (平成29(2017)年度)	100%	特別支援学級が設置されている小中学校のうち、特別支援学級においてパーソナルカルテが活用されている学校の割合
■ 一般就労へ移行した障がい者数	389人	524人	障がい者就業・生活支援事業、知的障がい者就労支援講座、県の機関における職場実習事業、社会的事業所を通じて一般就労した障がい者数
■ 全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率	83.3% (平成29(2017)年度)	100%	全国障害者スポーツ大会の団体競技(12競技)において予選会(北信越・東海ブロック予選)に出場した競技団体の割合

1 特別支援教育の充実

めざす共生社会の姿

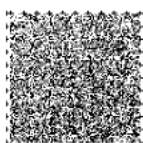
- 障がいのある子どもとない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が着実に進み、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した指導と支援が行われることにより、自立と社会参画に向けた力が育まれています。

施策の基本的な方向

- 三重県特別支援教育推進基本計画等をふまえ、障がいのある子どもとない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対応する多様な学びの場において十分な教育を受けることができるよう、早期からの一貫した支援体制の充実や教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

主な取組

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもとが可能な限り同じ場で学ぶインクルーシブ教育の推進
- パーソナルカルテの活用促進
- 障がいの特性に応じた指導・支援の充実
- 学校施設のバリアフリー化 など



2 就労の促進

めざす共生社会の姿

- 障がい者の就労の場が確保され、個人の適性に応じた働きやすい環境の中で、働くことを通じて、経済的な自立や自己実現が図られています。

施策の基本的な方向

- 障がい者の一般就労の促進を図るとともに、福祉事業所等における支援を充実します。
- 農林水産業分野における障がい者就労の促進に向けた取組の推進を図ります。

主な取組

- 企業等における障がい者の雇用率向上に向けた取組
- ステップアップカフェを活用した障がい者の就労促進
- 福祉的就労における工賃向上に向けた支援
- 就農支援の充実、農福連携のさらなる拡大
- 林業・漁業と福祉事業所との連携促進
- 障害者優先調達推進の推進 など

3 スポーツ・文化活動の推進

めざす共生社会の姿

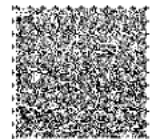
- 障がい者が、障がいに応じたスポーツ活動に参加できる機会が十分確保されるとともに、自己の芸術的な能力の活用を図る機会が拡充されています。

施策の基本的な方向

- 2021年の三重とこわか大会の開催準備を進めるとともに、障がい者がスポーツに参加しやすい環境の整備や選手・競技団体の強化育成に取り組めます。
- 障がい者の自己の芸術的な能力の活用を図る機会の拡充に取り組めます。

主な取組

- 県障がい者スポーツ大会等の開催による障がい者スポーツの参加意欲・機会の拡大
- 障がい者スポーツ指導員、トレーナー等の育成
- 全国障害者スポーツ大会の予選会の県内誘致
- ボッチャ競技のさらなる普及促進
- 東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地の誘致
- 芸術文化活動を行う障がい者の社会参加の促進 など



3 安心を実感できる共生社会づくり

【数値目標】

目標項目		現状値 (平成28(2016)年度)	目標値 (2020年度)	目標項目の説明
■ 地域生活移行者数		-人	150人	障害者支援施設に入所している障がい者（平成28（2016）年度末現在1,696人）のうち、2020年度末までに地域生活へ移行した人の累計
■ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	58.9%	69.0%	県内の精神科病院への入院患者が、早期に退院し、長期入院化せずに地域での生活が可能となった者の割合
	入院後6か月時点	81.9%	84.0%	
	入院後1年時点	87.6%	92.0%	
■ 福祉避難所運営マニュアル策定率		44.5%	70.0%	福祉避難所運営マニュアルを策定している福祉避難所の割合

1 地域生活を支えるサービスの充実

めざす共生社会の姿

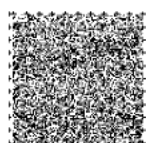
- 障害福祉サービス等を利用しながら、障がいの種類や程度に関わらず誰もが住み慣れた地域での生活が可能となっています。また、どこでどのように生活するかについて、自らの意思で選択できる環境が実現できています。

施策の基本的な方向

- 相談支援の充実や支援を行う福祉人材の育成・確保を図りながら、施設から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活の支援を進めます。併せて、経済的な支援として、各種手当の支給等を適正かつ迅速に行います。

主な取組

- サービス等利用計画や個別支援計画に基づく支援を通じた地域生活への移行促進
- 相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置促進
- 地域生活を支える居住の場・日中活動の場の整備促進
- 社会福祉施設職員等、福祉人材の資質向上支援
- 特別障害者手当、特別児童扶養手当の支給 など



2 保健・医療体制等の充実

めざす共生社会の姿

- 年齢や障がいの状態に応じた保健サービス、医療およびリハビリテーションが提供され、これらを必要とする障がい者が地域生活を営むことができる環境が整備されています。また、障がいに関して早期から適切な療育が提供できています。

施策の基本的な方向

- 障がいや疾患の早期発見および適切な早期対応を行うとともに、保健、医療、福祉との連携が欠かせない精神障がい者、発達障がい児・者、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援の充実を図ります。

主な取組

- 児童相談所における障がいのある児童への相談支援
- 県立子ども心身発達医療センターにおける肢体不自由児を対象にした機能回復訓練等の実施
- 三重県こころの健康センターにおける関係機関への技術指導や専門性の高い相談支援等の実施
- 医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うための関係機関の連携強化
- 県立子ども心身発達医療センターにおける発達障がい児等に対する外来診療・入院治療の実施 など

3 防災・防犯対策の充実

めざす共生社会の姿

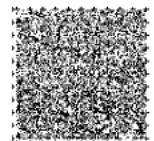
- 障がい者が地域社会において、安全で安心した生活を送ることができるよう、災害時における支援体制が強化されるとともに、犯罪に強い社会が形成されています。

施策の基本的な方向

- 要配慮者が安心して生活できるよう、地域や事業所・施設における防災対策を推進します。
- 事業所や施設、地域における防犯対策を進め、障がい者が安心して生活できるよう取り組みます。

主な取組

- 福祉避難所の設置や運営マニュアルの策定等の支援
- D P A T（災害派遣精神医療チーム）の体制強化
- 障害者支援施設等に対する防犯対策の強化 など



3

障害福祉計画・障害児福祉計画

1 地域生活移行・就労支援等に関する目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

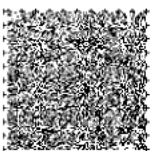
項目	現状（実績） （平成28（2016）年度）	目標 （2020年度）
■ 地域生活移行者数 （平成28（2016）年度末時点の施設入所者 （1,696人）のうち、2020年度末までに地 域生活へ移行する者）	-	150人 （8.8%）
■ 施設入所者数減少見込 （平成28（2016）年度末時点の施設入所者－ 2020年度末時点の施設入所者）	-	51人 （3.0%）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	現状（実績） （平成28（2016）年度）	目標 （2020年度）
■ 精神病床におけ る1年以上長期 入院患者数	65歳以上	1,526人 → 1,207人
	65歳未満	1,221人 → 1,066人
■ 精神病床におけ る早期退院率	入院後3か月時点	59% → 69%
	入院後6か月時点	82% → 84%
	入院後1年時点	88% → 92%
■ 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者によ る協議の場の設置圏域数	-	9圏域
■ 市町ごとの保健、医療、福祉関係者によ る協議の場の設置市町数 （複数市町による共同設置を含む）	-	29市町

3 地域生活支援拠点等の整備

項目	現状（実績） （平成28（2016）年度）	目標 （2020年度）
■ 地域生活支援拠点等が整備された圏域数	0か所 →	9圏域

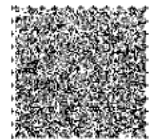


4 福祉施設から一般就労への移行

項目	現状（実績） （平成28(2016)年度）	目標 （2020年度）
■ 一般就労移行者数 （2020年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数）	187人	260人 （1.4倍）
■ 就労移行支援事業の利用者数 （2020年度末における就労移行支援事業の利用者数）	266人	356人 （34%増）
■ 就労移行率 3割以上の就労移行支援事業所の割合 （就労移行率：2020年4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、2020年度中に一般就労へ移行した者の割合）	28%	62%
■ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率 （職場定着率：2019年度中に新規で事業を利用すると見込まれる者のうち、2020年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の割合）	-	85%

5 障がい児支援の提供体制の整備等

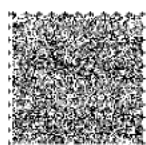
項目	現状 （平成28(2016)年度）	目標 （2020年度）
■ 児童発達支援センターの設置圏域数	5 圏域	9 圏域
■ 保育所等訪問支援を利用できる体制が構築された圏域数	5 圏域	9 圏域
■ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された圏域数	4 圏域	9 圏域
■ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された圏域数	3 圏域	9 圏域
■ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置圏域数	6 圏域	9 圏域 （平成30(2018)年度）



2 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な活動指標

種類	実績 (平成29(2017)年10月分)	活動指標(サービス見込量)			
		平成30(2018)年度	2019年度	2020年度	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 50,925時間 2,445人	60,457時間 2,766人	63,944時間 2,906人	68,405時間 3,057人	
日中活動系サービス	生活介護	82,370人日分 4,120人	84,775人日分 4,369人	86,955人日分 4,496人	89,218人日分 4,625人
	自立訓練(機能訓練)	460人日分 25人	742人日分 44人	770人日分 45人	836人日分 49人
	自立訓練(生活訓練)	3,483人日分 179人	3,641人日分 197人	3,917人日分 212人	4,240人日分 229人
	就労移行支援	4,887人日分 283人	5,672人日分 313人	6,144人日分 331人	6,858人日分 357人
	就労継続支援(A型)	28,447人日分 1,427人	29,438人日分 1,529人	30,888人日分 1,603人	32,358人日分 1,679人
	就労継続支援(B型)	58,601人日分 3,334人	62,893人日分 3,479人	65,791人日分 3,640人	68,784人日分 3,803人
	就労定着支援	-人	65人	88人	122人
	療養介護	228人	240人	240人	246人
	短期入所(福祉型)	5,117人日分 829人	5,159人日分 902人	5,475人日分 955人	5,850人日分 1,015人
	短期入所(医療型)	(福祉型に含む)	227人日分 58人	237人日分 59人	255人日分 62人
居住系サービス	自立生活援助	-人	41人	54人	77人
	共同生活援助	1,436人	1,569人	1,658人	1,787人
	施設入所支援	1,699人	1,690人	1,674人	1,646人
相談支援	計画相談支援	1,966人	2,340人	2,486人	2,630人
	地域移行支援	5人	44人	54人	65人
	地域定着支援	18人	37人	44人	51人
障がい児支援のためのサービス	児童発達支援	6,844人日分 1,190人	7,355人日分 1,284人	8,193人日分 1,424人	8,951人日分 1,577人
	放課後等デイサービス	26,044人日分 2,320人	29,739人日分 2,619人	33,252人日分 2,930人	37,217人日分 3,254人
	保育所等訪問支援	78人日分 48人	82人日分 54人	91人日分 61人	124人日分 76人
	医療型児童発達支援	-人日分 -人	25人日分 3人	45人日分 5人	105人日分 12人
	居宅訪問型児童発達支援	-人日分 -人	54人日分 11人	71人日分 16人	128人日分 30人
	福祉型障害児入所施設	96人	100人	100人	100人
	医療型障害児入所施設	70人	70人	70人	70人
	障害児相談支援	648人	1,027人	1,134人	1,243人
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	-人	8人	8人	19人

※活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの



みえ障がい者共生社会づくりプラン 2018年度～2020年度 概要版

三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 電話：059-224-2274 FAX：059-228-2085

発行年月：平成30年4月